

日韓会談文書開示請求手続きの終結にあたって

「日韓会談文書・全面公開を求める会」は、2016年12月23日をもって解散したが、「日韓会談文書等管理委員会」として、ホームページの管理、「日韓会談文書アーカイブス」の構築、外務省文書、財務省文書の異議申し立て手続きに取り組んできた。

去る8月18日、外務省より異議申し立て手続きを踏まえた最後の変更決定があり、28文書について不開示部分の一部追加開示が行われた。この間、3月21日付で財務省文書についての情報公開・個人情報保護審査会（以下、情報公開審査会）の答申が出され、5月16日に財務省より、一部文書について変更決定があった。また、5月1日付で同じく情報公開審査会の外務省文書についての答申が出された。今回の外務省による変更決定により、2005年以来当会で取り組んできた一連の日韓会談文書公開の手続きは一応終結することとなった。

情報公開審査会の答申は、外務省文書、財務省文書について、いずれも日本政府の主張に追随するものであり、2012年10月11日に東京地裁判決で示された「当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は（中略）当該不開示文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条(情報公開法5条 行政文書の開示義務)3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要がある」との基準を全く無視したものであった。情報公開審査会が国民の知る権利を保障する本来の役割を放棄し、日本政府の情報隠ぺいを下支えする実態に我々は深い憂慮を表明する。

しかし、当会の異議申し立てを受け、外務省は情報公開審査会の答申内容にも関わらず、30年を越えた文書の個人名、法人名、数値等を一定程度追加開示した。このことは、東京地裁判決が情報公開手続き上の基準としてその判断に影響を与えていることの証左であり、当会の取り組みが日本における情報公開制度の前進に一定の役割を果たすことができたものと評価している。

今年、韓国では2005年に日韓会談文書を公開した盧武鉉政権の側近であった文在寅氏が大統領に就任し、日韓の歴史清算は新たな段階に入ろうとしている。日韓会談文書がその基盤となることは言うまでもない。当会は、誰にでも開かれた「日韓会談文書アーカイブス」の早期の構築をもって、その期待に応える所存である。

2017年9月10日

日韓会談文書等管理委員会